管路工事進捗一元管理システムの開発

別紙１

共同研究企画書　審査基準

１　審査の方法

応募者から提出された共同研究企画書を別紙２「審査項目」に則り定量的評価を行い、事業者を決定します。評価に当たっては、必要に応じて提案者へヒアリングを行うものとします。

２　資格審査

応募者は、募集案内「共同研究の相手方募集について」の「応募資格」を有することとします。

なお、応募資格を有していることの証明については、関連する証明書類があれば証明書類の写し、または、応募資格を満たす根拠を文章で記述し、証明書の代わりとして提出してください。

３　提案審査

1. 提案の評価

提案の評価について、別紙２「審査項目」により、点数を付与するものとします。

1. 事業者の決定

審査は、「審査項目」を基に定量的評価を行い、点数が最も高い提案をした者を本事業の優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）として決定します。

点数が同一の事業者の中から優先交渉権者を選定する必要がある場合には、くじ引きにより選定します。

このくじ引きを辞退した場合は、優先交渉権者となる権利を失うものとします。

４　その他

1. 失格要件

次の場合は、審査除外（失格）とします。

1. 応募資格要件を満たさない場合
2. 審査各項目の記載がない場合
3. 記載内容に適正を欠く場合
4. 審査結果の通知

審査の結果は応募者に文書で通知します。

1. 協定の締結

審査により決定した優先交渉権者と水道局との間で協議を行い、共同研究に関する必要事項を定めた協定を締結します。

なお、協定の締結までに優先交渉権者が募集要項等に規定する資格に該当しないことが明らかになった場合は、水道局は次順位以下の事業者と協議を行います。